

○ 文部科学省
厚生労働省 令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士
介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省 令第二号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(次項において「免許状所持者等」という。)</p> <p>(であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。)</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>附則</p> <p>(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、第八条第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。</p> <p>一 この省令の施行の際現に教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下この条において「免許状所持者等」という。) 平成二十六年三月三十一日までの間</p> <p>二 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したものの当分の間</p> <p>三 この省令の施行の際現に大学に在学し、又はこの省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に大学に入学し、教育職員免許法に規定する福祉の教科について高等学校教諭の普通免許状の所要資格を得た者(次項において「免許状資格者」という。)であ</p>

3 免許状所持者等であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第五号の規定の適用については、当分の間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

「号を削る。」

「号を削る。」

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 六〇以上 六〇以上		一五
(略)	合計	二四〇		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	一 二〇	六 〇	六 〇
発達と老化の理解	発達と老化の理解	六 〇	三 〇	三 〇

3 次各号に掲げる者は、第八条第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

- 一 免許状所持者等 平成二十六年三月三十一日までの間
- 二 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間にいて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（次号において「講習会」という。）の課程を修了したものの間
- 三 免許状資格者であつて平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了した者 当分の間

別表第四（第五条―第七条関係）

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号等学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 三〇以上 六〇以上		一五
(略)	合計	二四〇		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解	六 〇 六 〇 六 〇	三 〇 三 〇 三 〇	三 〇 六 〇 三 〇

(略)	認知症の理解 障害の理解	六〇	三〇	六〇	三〇
		六〇	三〇	六〇	三〇

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	五
社会の理解 II	三〇
介護の基本 I	一〇
介護の基本 II	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術 I	二〇
生活支援技術 II	三〇
介護過程 I	二〇
介護過程 II	二五
介護過程 III	四五
こことからだのしくみ I	二〇
こことからだのしくみ II	六〇
発達と老化の理解 I	一〇
発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇
認知症の理解 II	二〇
障害の理解 I	一〇
障害の理解 II	二〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

(略)	こことからだの しくみ	一一〇	六〇	六〇
		一一〇	六〇	六〇

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	五
社会の理解 II	三〇
介護の基本 I	一〇
介護の基本 II	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術 I	二〇
生活支援技術 II	三〇
介護過程 I	二〇
介護過程 II	二五
介護過程 III	四五
発達と老化の理解 I	一〇
発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇
認知症の理解 II	二〇
障害の理解 I	一〇
障害の理解 II	二〇
こことからだのしくみ I	二〇
こことからだのしくみ II	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

附 則

(施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。附則第三条において「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する学校（以下「第一号学校」という。）のうち修業年限が四年以上のもの
又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校 平成三十一年四月一日

二 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日

三 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

(経過措置)

第二条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお

従前の例によることができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。